

第783号
令和元年10月

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市印鑑条例の一部を改正する条例	23	2
・職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	24	2
・天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	25	3
・天理市立こども園条例の一部を改正する条例	26	7
・天理市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例	27	7
・天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例	28	8
・天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例	29	8
規 則	番号	頁数
・天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	29	8
・天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則	30	14
・天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則	31	14
・天理市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関する規則	32	14
・天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則を廃止する規則	33	16
・天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則	34	16
・天理市私立幼稚園及び私立認定こども園の保育料に関する規則	35	16
訓令甲	番号	頁数
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	9	17
告 示	番号	頁数

・軽自動車税の環境性能割の減免対象について	227	17
・放置自転車等の保管について	228	17
・放置自転車等の保管について	229	17
・放置自転車等の保管について	230	18
・放置自転車等の保管について	231	18
・公示送達について	232	18
・放置自転車等の保管について	233	19
・放置自転車等の保管について	234	19
・放置自転車等の保管について	235	19
・公示送達について	236	19
・公示送達について	237	19
・放置自転車等の保管について	238	19
・放置自転車等の保管について	239	20
・放置自転車等の保管について	240	20
・放置自転車等の保管について	241	20
・放置自転車等の保管について	242	20
・令和元年度天理市一般会計補正予算等（第3号）の要領について	243	20
・放置自転車等の保管について	244	26
・違反広告物の保管について	245	26
・公示送達について	246	27
・放置自転車等の保管について	247	27
・放置自転車等の保管について	248	27
・放置自転車等の保管について	249	27
・子ども・子育て支援法に係る施設の確認について	250	27
・放置自転車等の保管について	251	28
・子ども・子育て支援法に係る施設の確認について	252	28
・放置自転車等の保管について	253	29
・放置自転車等の保管について	254	29
・放置自転車等の保管について	255	29
・放置自転車等の保管について	256	30
・放置自転車等の保管について	257	30
・放置自転車等の保管について	258	30
・公示送達について	259	30
公 告	番号	頁数

・一般競争入札について	44	30	・天理市指定下水道工事店等に関する 規程の一部改正	6	36
・農用地利用集積計画について	45	35	・一般競争入札について	24	37
教育委員会	番号	頁数	・一般競争入札について	25	40
・定例教育委員会の招集について	12	35	・平成31年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	26	42
農業委員会	番号	頁数	・天理市水道事業給水条例施行規程の 一部改正	7	43
・農業委員会の招集について	3	35	・天理市指定給水装置工事事業者の廃 止について	12	43
公営企業	番号	頁数	・天理市指定給水装置工事事業者の指 定について	13	43
・天理市指定下水道工事店の廃止につ いて	22	36			
・天理市指定下水道工事店の指定につ いて	23	36			
・天理市指定給水装置工事事業者規程 の一部改正	5	36			

条 例

(令和元年9月25日掲示済)

天理市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第23号

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第2項第5号中「外国人住民」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第8号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第11条第1項第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）。

(5) 外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第11条第2項中「又は第5号」を「、第6号又は第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(令和元年9月25日掲示済)

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第24号

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例（平成2年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。
(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月天理市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正)

第5条 天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成25年3月天理市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第41条第2項第4号ア及び第42条第2項第4号ア中「第7条第5項第4号イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

(天理市消防団条例の一部改正)

第6条 天理市消防団条例(平成25年3月天理市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第6条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

(令和元年9月25日掲示済)

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第25号

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「第28条第4項の規定」を「第28条第4項」に、「第30条第4項の規定」を「第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。

以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給

付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)
である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号及び同条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項中「の金銭」を「の規定による金銭」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用」に改める。

第21条第1項及び第2項、第24条（見出しを含む）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「を1人以上」を「は、家庭的保育事業にあっては1人以上」に、「A型をいう」を「A型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に、「B型をいう。）にあってはその利用定員の数を」を「B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては」に、「附則第4条において同じ。）にあってはその利用定員の数を」を「附則第3条において同じ。）にあっては」に、「居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を」を「居宅訪問型保育事業にあっては」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「支給認定子どもにあっては」を「満3歳未満保育認定子どもにあっては」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。
- 2 市長は、特定地域保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。
- 第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。
- 第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。
- 第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項に、「法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給

付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第3条を削り、第4条を第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を、「第42条第1項」の次に「本文」を加え、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（令和元年9月25日掲示済）

天理市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第26号

天理市立こども園条例の一部を改正する条例

天理市立こども園条例（平成23年12月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第6項」を「第2条第12項」に改める。

第6条第1項第1号及び第2号並びに第7条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年9月25日掲示済)

天理市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例をここに公布する。

令和元年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第27号

天理市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和元年9月25日掲示済)

天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第28号

天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

天理市立幼稚園の保育料に関する条例（平成27年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「幼稚園」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

(保育料の額)

第2条 保育料の額（法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定による政令で定める額の範囲内において市長が定める額をいう。）は、零とする。

第3条から第5条までを削り、第6条中「規則で」を「別に」に改め、同条を第3条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年9月25日掲示済)

天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第29号

天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第35条第1号中「15,000円」を「10,000円」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者の指定を更新する場合 1件につき10,000円

第39条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第35条第1号の規定は、この条例の施行の日以後の申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

規 則

(令和元年9月30日掲示済)

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

天理市保育の利用に関する規則（平成27年3月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第1項及び第2項に規定する保育の利用及び保育料並びに天理市立保育所の保育料に関する条例（平成27年3月天理市条例第11号。以下「条例」という。）の施行」を、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年号外政令第213号。以下「令」という。）、天理市立保育所の保育料に関する条例（平成27年3月天理市条例第11号。以下「条例」という。）及び天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月天理市条例第22号）に基づく特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下「特定保育施設」という。）への入所、保育料、延長保育料及び副食費」に改める。

第2条第1項中「特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下「特定保育施設」という。）を「特定保育施設」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書兼保育施設・事業利用申請書」を「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用申請書」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第2項中「利用児童」を「保育を利用している教育・保育給付認定子ども（以下「利用児童」という。）」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「保育料」の次に「の額」を加え、同条第1項を次のように改める。

条例第2条の規定により規則で定める保育料並びに特定保育施設（天理市立保育所を除く。）及び特定地域型保育事業所における保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 満3歳以上保育認定子ども 零
- (2) 満3歳未満保育認定子ども 別表第1に定める額

第7条第4項中「様式第3号」を「様式第2号」に、「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「延長保育料」の次に「の額」を加え、同条第2項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同条を第8条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

（副食費の額及び納期）

第9条 特定保育施設（天理市立保育所に限る。）において、給食の提供を受けた満3歳以上保育認定子どもの副食費の額は、月額4,500円とする。

2 副食費は、月を単位として徴収するものとし、保護者等は、当該月分の副食費を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

（副食費の減免）

第10条 市長は、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の副食費の全部又は一部を減免することができる。

(1) 災害その他やむを得ない理由により、給食の提供を受ける子どもの保護者が一時的に副食費を納付する資力を失った場合であって、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けることができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により副食費の減免を受けようとする者は、減免を必要とする理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

天理市保育料徴収金基準額表

（単位 円）

各月初日の保護者等の属する世帯の階層区分		保育料（月額）				
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0			
B	A階層及びC階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0			
C 1	A階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	課税世帯 （均等割のみ課税）	12,000	12,000		
C 2		所 得	48,600円未満	16,100	15,900	
C 3			48,600円以上 57,700円未満	20,700	20,400	
C 4			57,700円以上 59,500円未満	20,700	20,400	
C 5			59,500円以上 77,101円未満	25,500	25,100	
C 6			割	77,101円以上 78,900円未満	25,500	25,100
C 7				78,900円以上 97,000円未満	29,800	29,300
C 8		課	97,000円以上 108,800円未満	34,200	33,700	
C 9			108,800円以上 169,000円未満	40,400	39,800	
C 10			税	169,000円以上 301,000円未満	48,000	47,200
C 11		301,000円以上 397,000円未満		58,400	57,500	
C 12		額 397,000円以上		59,400	58,400	

備考

- 1 この表の階層区分の認定については、利用児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（扶養義務者については、主としてその収入によって当該世帯の生計を維持している場合に限る。）の全ての者の市町村民税額の合算額により認定するものとする。
- 2 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層からC12階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、保護者等又は保護者等と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 前項の場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母又は同令第2条第2号に規定する父に該当すると市長が認めるときは、その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除又は同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額の再計算を行うものとする。
- 4 この表における「市町村民税の額」とは、保育の利用が行われた日の属する年度の前年度に課税された額をいう。ただし、9月から3月までの期間において保育の利用が行われた場合は、保育の利用が行われた日の属する年度の額をいう。
- 5 この表における「保育標準時間」及び「保育短時間」とは、天理市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関する規則（令和元年9月天理市規則第32号）第5条に規定する時間をいう。
- 6 保護者等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の保育料を無料とし、保護者等の属する世帯の階層がC1階層からC5階層までに認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、保育料を9,000円とする。
 - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯
- 7 C1からC12階層までにおける同一世帯において令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが2名以上いる場合で、年齢の高い順から2人目の児童がこの表の適用を受けるときの徴収金額は、最年長の子どもから順に2人目はこの表の保育料の欄に掲げる額（前項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。
- 8 前2項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、保護者等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯（第6項各号のいずれかに該当する世帯を除く。）である場合には、当該特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降は無料とし、保護者等の属する世帯の階層がC1階層からC3階層までに認定された世帯（同項各号のいずれかに該当する世帯を除く。）である場合には、当該特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とし、保護者等の属する世帯の階層がC1階層からC5階層までに認定された世帯であって、同項各号のいずれかに該当する世帯である場合には、当該特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目以降は無料とする。

別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書
兼 保育施設・事業利用申請書(2・3号認定用)



- 子どものための教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。
- その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。以上のことに同意の上で子どものための教育・保育給付費に係る教育・保育給付認定申請をします。

天理市長 様

年 月 日

保護者(誓約者) 氏名

㊟

※ 原則として、上記保護者を教育・保育給付認定対象及び利用料の納入通知等の対象となる保護者とします。次のとおり、子どものための教育・保育給付認定及び施設利用について申請します。

保護者住所	天理市										
	転入予定	<input type="checkbox"/> 有		1月1日時点の住所地	<input type="checkbox"/> 天理市外 ()						
保護者連絡先	連絡先(父)			連絡先(母)							
区分	フリガナ氏名	子どもの続柄	生年月日	性別	職業 学校名等	個人番号					
申請に係る子ども		本人	年 月 日	男・女							
子どもの世帯員 (世帯員数としている 場合を含む)		父	年 月 日	男							
		母	年 月 日	女							
			年 月 日	男・女							
			年 月 日	男・女							
			年 月 日	男・女							
生活保護の適用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		ひとり親世帯の該当		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有						
在宅障害者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (在宅障害者と子どもとの続柄:)										
教育(幼稚園)の併願	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (希望・内定施設:)										
転園の希望	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入所施設名:)										
利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日・就学前まで										
希望する施設 (事業所)名	第1希望					(希望理由)					
	第2希望					(希望理由)					
	第3希望					(希望理由)					
	第4希望					(希望理由)					
	第5希望					(希望理由)					

※事務処理欄										
保育事由					保育必要量		認定期間(迄)			
父	就・産・離・介・良・求・学・育・()				標・短		就学前・年 月			
母	就・産・離・介・良・求・学・育・()									
教育併願	無・有	送付					備考			
申請	決定	利用料								

保育の利用を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 水廻り活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業取得中で保育利用中の子ども <input type="checkbox"/> その他 ()	保育必要量の希望	<input type="checkbox"/> 標準時間利用 (1日11時間まで)		
	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 水廻り活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業取得中で保育利用中の子ども <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 短時間利用 (1日8時間まで)		
申請時点の申請に係る子ども以外の出産予定	出産の予定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (予定日 年 月 日頃)					
	出産後の予定 <input type="checkbox"/> 育児取得 <input type="checkbox"/> 父(終了予定 年 月頃) <input type="checkbox"/> 母(終了予定 年 月頃) <input type="checkbox"/> 仕事復帰 <input type="checkbox"/> 自宅で保育するため保育施設・事業の利用を止める <input type="checkbox"/> その他					
兄弟姉妹で利用を希望する場合右の□にシムを付けてください	<input type="checkbox"/> 同時期に同じ施設・事業を利用できる場合のみ利用を希望する <input type="checkbox"/> 同時期に利用できる場合は別々の施設、事業でも利用を希望する <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹のうち、1人でも利用できる場合は、利用を希望する ただし【子ども氏名： ()】が利用できない場合は、その他 <input type="checkbox"/> その子どもも利用を希望しない <input type="checkbox"/> その他 ()					
入所希望日に入所できなかったとき	<input type="checkbox"/> その他のサービスを利用する					
	<input type="checkbox"/> 一時保育等 <input type="checkbox"/> 職場の託児所等 <input type="checkbox"/> 認可外施設 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	<input type="checkbox"/> 親族が保育(予定者： ()) <input type="checkbox"/> 職場に連れて行く <input type="checkbox"/> 育児延長					
	<input type="checkbox"/> 今回の入所希望を取り下げる <input type="checkbox"/> 希望の施設に入所できるまで待つ <input type="checkbox"/> その他 ()					
申請時点における子どもの状況	<input type="checkbox"/> 自宅で見ている ⇒ <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 (保育者 () 子どもの続柄 ())					
	<input type="checkbox"/> 自宅外に預けている					
	<input type="checkbox"/> 保育所に入っている		<input type="checkbox"/> 認定こども園			
	<input type="checkbox"/> 親族(児童との続柄： ())		<input type="checkbox"/> 知人			
	<input type="checkbox"/> 一時預かり保育		<input type="checkbox"/> 幼稚園			
	<input type="checkbox"/> 特定保育		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設			
	<input type="checkbox"/> 事業所内託児所		<input type="checkbox"/> その他			
	施設名・保育者名 () 利用開始年月日 ()					
	<input type="checkbox"/> 職場で保育している ⇒ <input type="checkbox"/> 店舗内 <input type="checkbox"/> 休憩室 <input type="checkbox"/> 自宅(職場と同じ場所) <input type="checkbox"/> その他 ()					
	健康状態	健診の受診		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (4か月健診・1歳9か月健診・3歳児健診)		
健診時の付帯事項、その他発達上の心配事や定期的な通院等		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容： ())				
障害者手帳の交付		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (() 手帳 (級))				
保健センター保健師への相談		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容： ())				
アレルギー等		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容： ())				
食事制限		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容： ())				
祖父母の状況 (申請に係る子どもと同族の場合、住所の記入は不要です)	父方	祖父	氏名	年齢	居住市町村	子どもを保育できない理由
		祖母				<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> その他 ()
	母方	祖父				<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> その他 ()
		祖母				<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第2号を削る。

様式第3号中「第4条、第7条関係」を「第3条、第6条関係」に、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書兼保育施設・事業利用申請書」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第4号とし、様式第6号中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第7号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年9月30日揭示済)

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第30号

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則（平成26年4月天理市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年9月30日揭示済)

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第31号

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立こども園条例施行規則（平成23年12月天理市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号から第3号までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年9月30日揭示済)

天理市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第32号

天理市子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行について、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(労働時間の下限)

第3条 施行規則第1条の5第1号の規定により市が定める時間は、64時間とする。

(認定の申請)

第4条 施行規則第2条第1項及び施行規則第28条の3第1項の申請書は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

(1) 法第19条第1項第1号 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（様式第1号）

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用申請書（様式第2号）

(3) 法第30条の4第1号 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）（様式第3号）

(4) 法第30条の4第2号及び第3号 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第4号）

(保育必要量の区分)

第5条 市長は、施行規則第4条に規定する保育必要量を次に掲げる時間により区分するものとする。

(1) 保育標準時間 保育必要量として1日11時間までの利用に対応するものとして1月当たり平均275時間までとするものをいう。

(2) 保育短時間 保育必要量として1日8時間までの利用に対応するものとして1月当たり平均200時間までとするものをいう。

(認定の通知等)

第6条 法第20条第4項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付支給認定証(様式第5号)の交付により行うものとする。

2 法第20条第5項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定却下通知書(様式第6号)により行うものとする。

3 法第20条第6項ただし書(法第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定延期通知書(様式第7号)により行うものとする。

4 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書(様式第8号)により行うものとする。

5 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書(様式第9号)により行うものとする。

6 法第30条の5第5項ただし書(法第30条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定延期通知書(様式第10号)により行うものとする。

(認定の有効期間)

第7条 施行規則第8条第4号ロ及び施行規則第28条の5第4号ロに規定する市町村が定める期間は、90日とする。

2 施行規則第8条第6号及び第12号並びに施行規則第28条の5第6号(施行規則第1条の5第9号に係る部分に限る。)に規定する市町村が定める期間は、育児休業の期間等当該子ども及び保護者の状況並びに地域における保育利用の公平性を勘案して市長が認める期間とする。ただし、育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日までを限度とする。

3 施行規則第8条第7号及び第13号並びに施行規則第28条の5第6号(施行規則第1条の5第10号に係る部分に限る。)に規定する市町村が定める期間は、保育が必要な事由並びに子ども及び保護者の状況を勘案して市長が認める期間とする。

(現況の届出)

第8条 施行規則第9条の届書は、子どものための教育・保育給付認定現況届(様式第11号)によるものとする。

2 施行規則第28条の6の届書は、子育てのための施設等利用給付認定現況届(様式第12号)によるものとする。

(変更認定の申請)

第9条 施行規則第11条第1項及び施行規則第28条の8第1項の申請書は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

(1) 法第19条第1項第1号 子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書(様式第1号)

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号 子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書兼保育施設・事業利用申請書(様式第2号)

(3) 法第30条の4第1号 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)(様式第3号)

(4) 法第30条の4第2号及び第3号 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)(様式第4号)

2 法第19条第1項第2号又は第3号の認定を受けた教育・保育給付認定保護者が、法第23条第1項の規定に基づき、法第19条第1項第1号の認定区分に変更し、かつ、法第30条の5第1項の規定に基づき、法第30条の4第2号又は第3号の認定を申請するときは、子どものための教育・保育給付認定変更申請書(法第19条第1項第1号)兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)(様式第13号)によるものとする。

(変更認定の通知等)

第10条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、子どものための教育・保育給付支給認定証(様式第5号)の交付により行うものとする。

2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定却下通知書(様式第6号)により行うものとする。

3 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書(様式第8号)により行うものとする。

4 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第4項による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書(様式第9号)により行うものとする。

(職権による認定の変更)

第11条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、子どものための教育

- ・保育給付支給認定証（様式第5号）の交付により行うものとする。
- 2 法第30条の8第5項において準用する法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書（様式第8号）により行うものとする。
（認定の取消しの通知）
- 第12条 施行規則第14条第1項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定取消通知書（様式第14号）により行うものとする。
- 2 施行規則第28条の11の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書（様式第15号）により行うものとする。
（申請内容の変更の届出）
- 第13条 施行規則第15条第1項の届書は、子どものための教育・保育給付認定変更届（様式第16号）とする。
- 2 施行規則第28条の12第1項の届書は、施設等利用給付認定変更届（様式第17号）とする。
（支給認定証の再交付の申請）
- 第14条 施行規則第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書（様式第18号）とする。
（その他）
- 第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附 則
（施行期日）
- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
（天理市保育の必要性の認定に関する規則の廃止）
- 2 天理市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年11月天理市規則第25号）は、廃止する。

（令和元年9月30日掲示済）

天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第33号

- 天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則を廃止する規則
- 天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則（平成27年3月天理市規則第10号）は、廃止する。
- 附 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（令和元年9月30日掲示済）

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第34号

- 天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則
- 天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成4年3月天理市規則第6号）は、廃止する。
- 附 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（令和元年9月30日掲示済）

天理市私立幼稚園及び私立認定こども園の保育料に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第35号

- 天理市私立幼稚園及び私立認定こども園の保育料に関する規則
（趣旨）
- 第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく私立幼稚園及び私立認定こども園における法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額（以下「保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（保育料の額）
- 第2条 保育料の額（法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定による政令で定める額の範囲内において市長が定める額をいう。）は、零とする。
（その他）
- 第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

訓令甲

(令和元年9月30日揭示済)

天理市訓令甲第9号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成4年6月天理市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

別表事務職の項中「820円」を「840円」に、「960円」を「980円」に改め、同表技術職の項中「1,490円」を「1,495円」に、「1,285円」を「1,290円」に改め、同表技能職の項中「1,160円」を「1,170円」に、「820円」を「840円」に、「870円」を「880円」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

(令和元年9月6日揭示済)

天理市告示第227号

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月9日条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が定める3輪以上の軽自動車を次のとおり定め、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月6日

天理市長 並 河 健

条例附則第15条の4に規定する県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車は、奈良県税条例（昭和25年9月奈良県条例第34号）第56条の13に規定する自動車のうち、自動車を軽自動車と読み替えたものとする。

(令和元年9月6日揭示済)

天理市告示第228号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
令和元年9月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和元年9月6日から令和元年11月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001

(令和元年9月6日揭示済)

天理市告示第229号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月6日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和元年9月12日揭示済）

天理市告示第230号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月12日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和元年9月12日揭示済）

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

令和元年9月12日

3 移動対象区域

天理市丹波市町15番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

令和元年9月12日から令和元年11月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

（1）印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

（2）移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,050円

イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（令和元年9月13日揭示済）

天理市告示第232号

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年9月13日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和元年9月18日揭示済)

天理市告示第233号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年9月17日揭示済)

天理市告示第235号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月17日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年9月18日揭示済)

天理市告示第236号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年9月18日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和元年9月18日揭示済)

天理市告示第237号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年9月18日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和元年9月19日揭示済)

天理市告示第238号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 19 日 掲 示 済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 19 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 20 日 掲 示 済)

天理市告示第240号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 20 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 20 日 掲 示 済)

天理市告示第241号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 20 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 20 日 掲 示 済)

天理市告示第242号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 20 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 24 日 掲 示 済)

天理市告示第243号

令和元年 9 月 20 日付で専決のあった令和元年度天理市一般会計補正予算（第3号）の要領は、次のとおりである。

令和元年 9 月 24 日

天理市長 並 河 健

令和元年度天理市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度天理市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,483,478千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		千円 103,534	千円 △2,166	千円 101,368
	1 地方特例交付金	51,000	△2,166	48,834
11 地方交付税		5,627,802	76,987	5,704,789
	1 地方交付税	5,627,802	76,987	5,704,789
15 国庫支出金		3,681,801	10,561	3,692,362
	1 国庫負担金	3,182,865	6,617	3,189,482
	2 国庫補助金	481,132	3,944	485,076
16 県支出金		1,925,773	65,741	1,991,514
	1 県負担金	1,251,294	3,308	1,254,602

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県補助金	513,800	62,433	576,233
19 繰入金		911,732	△110,891	800,841
	1 基金繰入金	911,732	△144,643	767,089
	2 特別会計繰入金	0	33,752	33,752
21 諸収入		433,609	137	433,746
	5 雑入	268,851	137	268,988
22 市債		1,160,400	41,680	1,202,080
	1 市債	1,160,400	41,680	1,202,080
歳 入 合 計		24,401,429	82,049	24,483,478

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		258,409	666	259,075
	1 議会費	258,409	666	259,075
2 総務費		2,934,834	△13,446	2,921,388
	1 総務管理費	2,279,835	△13,446	2,266,389
3 民生費		10,469,197	△412	10,468,785
	1 社会福祉費	4,789,951	31,862	4,821,813
	2 児童福祉費	4,493,535	△33,644	4,459,891
	3 生活保護費	1,185,260	1,370	1,186,630
4 衛生費		1,560,819	25,009	1,585,828
	1 保健衛生費	543,594	7,833	551,427

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 清掃費	1,017,225	17,176	1,034,401
5 労働費		57,180	2,425	59,605
	1 労働諸費	57,180	2,425	59,605
6 農林費		363,118	76,039	439,157
	1 農業費	327,675	75,720	403,395
	2 林業費	35,443	319	35,762
7 商工費		327,621	△27,813	299,808
	1 商工費	327,621	△27,813	299,808
8 土木費		2,646,443	△32,583	2,613,860
	2 道路橋りょう費	225,142	△3,653	221,489
	4 都市計画費	1,936,890	△31,694	1,905,196

	5 住宅費	99,431	2,764	102,195
9 消防費		889,272	137	889,409
	1 消防費	889,272	137	889,409
10 教育費		2,170,482	52,027	2,222,509
	1 教育総務費	357,096	23,581	380,677
	2 小学校費	479,320	43,743	523,063
	3 中学校費	359,311	14,202	373,513
	4 幼稚園費	634,693	△29,658	605,035
	5 社会教育費	340,062	159	340,221
歳出合計		24,401,429	82,049	24,483,478

第2表 債務負担行為補正

廃止

事 項	期 間	限 度 額
二 階 堂 浸 水 対 策 事 業	令和2年度	千円 150,000

第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	3 河 川 費	二 階 堂 浸 水 対 策 事 業	千円 135,060

第4表 地方債補正

変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 整 備 事 業	千円 29,100	証 書 借 入 入 れ 又 は 証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金に ついてはその 融資条件に より、銀行 その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換える ことができ る。	千円 56,400	補正前に同じ		
中 学 校 整 備 事 業	117,000				119,200			
臨 時 財 政 対 策 債	757,800				769,980			

令和元年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,211,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,601,963千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,157,796	△13,236	1,144,560
	1 介護保険料	1,157,796	△13,236	1,144,560
4 国庫支出金		1,312,798	387	1,313,185
	2 国庫補助金	392,639	387	393,026
5 支払基金交付金		1,442,233	11,075	1,453,308
	1 支払基金交付金	1,442,233	11,075	1,453,308
6 県支出金		775,487	226	775,713
	2 県補助金	45,949	226	46,175
8 繰入金		789,549	13,313	802,862

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 他会計繰入金	783,192	13,313	796,505
9 繰越金		1	109,379	109,380
	1 繰越金	1	109,379	109,380
歳 入 合 計		5,480,819	121,144	5,601,963

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 71,583	千円 77	千円 71,660
	1 総務管理費	16,460	77	16,537
5 基金積立金		290	75,751	76,041
	1 基金積立金	290	75,751	76,041
6 諸支出金		950	45,316	46,266
	1 償還金及び還付加算金	950	11,564	12,514
	2 繰出金	0	33,752	33,752
歳 出 合 計		5,480,819	121,144	5,601,963

天理市告示第244号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月24日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年9月25日掲示済)

天理市告示第245号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

令和元年9月25日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	JJEnglish	立看板	1	河原城町	令和元年 9月3日	令和元年 9月3日	市役所 地下駐車場
2	JJEnglish	のぼり	1	河原城町			
3	メモリーホーム	ラック	1	川原城町			
4	ホワイトニングネット	立看板	2	田井庄町	令和元年 9月5日	令和元年 9月5日	
5	指圧道・温	立看板	2	田井庄町			
6	豊醸感謝祭	のぼり	2	田井庄町			
7	クロネコヤマト	のぼり	4	檜町			
8	宮本農園	のぼり	3	檜町			
9	山晃住宅	のぼり	1	前栽町			
10	住宅型有料老人ホーム こころぷらす天理櫛本	のぼり	3	櫛本町			

連絡先 天理市建設部都市整備課 0743-63-1001 (内線330)

(令和元年 9 月 26 日 掲 示 済)

天理市告示第246号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年 9 月 26 日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和元年 9 月 26 日 掲 示 済)

天理市告示第247号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 26 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 26 日 掲 示 済)

天理市告示第248号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 26 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 27 日 掲 示 済)

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 27 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年 9 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第250号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の11の規定により、下記施設について法第30条の11第1項の確認をしたことを公示する。

令和元年 9 月 30 日

天理市長 並 河 健

記

	特定子ども・子育て支援提供者名称 特定子ども・子育て支援提供施設名称 特定子ども・子育て支援提供施設所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項
1	天理市 天理市立丹波市幼稚園 天理市丹波市町135番地3	法第7条第10項第5号イ	満たさない
2	天理市 天理市立山の辺幼稚園 天理市三島町140番地1	法第7条第10項第5号イ	満たさない

3	天理市 天理市立井戸堂幼稚園 天理市西井戸堂町406番地	法第7条第10項第5号イ	満たさない
4	天理市 天理市立前裁幼稚園 天理市杉本町243番地1	法第7条第10項第5号イ	満たす
5	天理市 天理市立二階堂幼稚園 天理市二階堂南菅田町38番地1	法第7条第10項第5号イ	満たす
6	天理市 天理市立朝和幼稚園 天理市成願寺町386番地	法第7条第10項第5号イ	満たさない
7	天理市 天理市立櫟本幼稚園 天理市櫟本町2066番地	法第7条第10項第5号イ	満たす
8	天理市 天理市立柳本幼稚園 天理市柳本町1213番地	法第7条第10項第5号イ	満たす
9	学校法人 天理大学 天理幼稚園 天理市三島町470番地1	法第7条第10項第2号イ 法第7条第10項第5号イ	満たさない
10	学校法人 吉住学園 カレス幼稚園 天理市櫛町544番地	法第7条第10項第5号イ	満たす

(令和元年9月30日掲示済)

天理市告示第251号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年9月30日掲示済)

天理市告示第252号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の11の規定により、下記施設について法第30条の11第1項の確認をしたことを公示する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

記

	特定子ども・子育て支援提供者名称 特定子ども・子育て支援提供施設名称 特定子ども・子育て支援提供施設所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項
1	天理市 天理市立南保育所 天理市勾田町92番地	法第7条第10項第6号	
2	天理市 天理市立やまだこども園 天理市山田町1560番地	法第7条第10項第5号イ	満たす
3	社会福祉法人 愛和会 朝和保育園 天理市兵庫町332番地1	法第7条第10項第6号	
4	社会福祉法人 愛和会 柳本保育園 天理市遠田町511番地1	法第7条第10項第6号	
5	社会福祉法人 しののめ会 ひまわり保育園	法第7条第10項第6号	

	天理市杉本町174番地2		
6	学校法人 吉住学園 天理認定こども園前栽学園 天理市富堂町232番地1	法第7条第10項第5号 イ	満たす
	学校法人 吉住学園 天理認定こども園前栽学園 天理市富堂町232番地1	法第7条第10項第6号	
7	学校法人 吉住学園 天理認定こども園カレス学園 天理市櫛町544番地	法第7条第10項第5号 イ	満たす
	学校法人 吉住学園 天理認定こども園カレス学園 天理市櫛町544番地	法第7条第10項第6号	
8	公益財団法人 天理よろづ相談所 憩の家めばえ託児所 天理市三島町200番地	法第7条第10項第4号	
9	医療法人健和会 奈良東病院 奈良東病院託児所 天理市中ノ庄町470番地	法第7条第10項第4号	
10	社会福祉法人 愛和会 すくすくKIDS広場 天理市上総町282番地	法第7条第10項第6号	
11	特定非営利活動法人 Salon de kid's ネット Salon de kid'sネット 天理市西長柄町477番地2	法第7条第10項第6号	
12	天満 広巳 キッズライン天満 天理市	法第7条第8項	
13	天理市 天理市子育てサポートクラブ 天理市川原城町605番地	法第7条第10項第8号	

(令和元年10月1日揭示済)

天理市告示第253号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年10月1日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年10月1日揭示済)

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年10月1日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年10月1日揭示済)

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和元年10月 1 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年10月 1 日揭示済)

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年10月 1 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年10月 1 日揭示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年10月 1 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年10月 3 日揭示済)

天理市告示第258号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

令和元年10月 3 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和元年10月 4 日揭示済)

天理市告示第259号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年10月 4 日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の 2 の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

公 告

(令和元年 9 月27日揭示済)

天理市公告第44号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 2 項及び第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和元年 9 月27日

天理市長 並 河 健

第 1 入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 天理市立山の辺小学校万年塀等改修工事
- (2) 工事場所 天理市 別所町

- (3) 工事概要 既存万年塀及びCB塀撤去、フェンス新設
- ・撤去工事 一式
既存万年塀 L=45.7m、既存CB塀 L=43m、
プレハブ倉庫 A=20.1㎡
 - ・囲障工事 一式
PCフェンス (H=1.5m) L=41.2m、
目隠しフェンス (H=1.5m) L=41.6m、 (H=2.0m) L=22m
 - ・擁壁新設工事 一式
間知ブロック擁壁 L=24.5m、重力式擁壁 L=60.2m
 - ・給水設備工事 一式
プール及び屋内運動場西側埋設給水管を露出配管等に改修
 - ・上記に伴う仮設工事 一式
- (4) 工期 契約日から令和2年3月13日まで
- (5) 入札方法 電子入札による
- (6) 予定価格 36,531,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額(計10%)を含む。)
- (7) 変動型最低制限価格
最低制限価格は事後公表(事後決定)とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。
変動係数は、開札日当日、開札の実施前に電子くじにより決定する。

第2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)げる条件をすべて満たすこと。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第7条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が令和元年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(令和元年度)において建築一式工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 暴力団に係る排除措置要件(別紙3)に該当するものでないこと。
 - ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑧ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ⑨ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で

あっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑩ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。

① 別紙2の資格を有する者。

② 入札参加者と3ヶ月以上の雇用関係にある者。

③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第4 仕様書の閲覧

仕様書は、本市ホームページにて閲覧に供する。(閲覧用パスワード:3456)

閲覧場所 天理市役所入札審査室内ホームページ(<https://bit.ly/2KBqSWL>)

第5 質問・回答に関する事項

仕様書に対する質問がある場合のみ以下のとおり提出するものとする。

質問書の提出期限:別紙1(入札日程)のとおりとする。

質問の方法:FAX又はE-mail

FAX 0743-62-5016

E-mail d-nyusatu@city.tenri.nara.jp

なお、上記の日時・方法以外の質問書には回答を行わない。

回答の日時:別紙1(入札日程)のとおりとする。

回答の方法:天理市役所入札審査室内ホームページにて質問内容とともに閲覧に供する。

第6 入札方法等

(1) 入札書は、別紙1(入札日程)の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付のうへ、電子入札システム上で提出すること。(ICカードは入札参加資格者本人(法人の場合は代表者又は委任がある場合は受任者)名義でなければ入札に参加することはできない。)

※ 工事費内訳書の様式に規定はないが、参考書式として天理市役所入札審査室内ホームページ(<https://bit.ly/2Q0YN90>)からダウンロードすることが可能。

※ 工事費内訳書の工事価格(消費税及び地方消費税を除く金額)欄に記載されている金額と入札金額に相違がある入札書は無効とする。

(その他無効となる入札書は、天理市建設工事電子入札実施要領及び入札の心得に従うものとする。)

(2) 入札書等の電子入札システムの受付期間

別紙1(入札日程)のとおりとする。

第7 開札日時、場所及び入札執行回数

(1) 日 時 別紙1(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 天理市役所 3階 334会議室

(3) 入札執行回数 1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。

第8 落札候補者の決定及び事後審査

(1) 落札候補者

落札候補者の決定方法は「天理市建設工事電子入札実施要領」第16条に従い決定する。落札候補者には電子入札システムを通じて通知をする。この場合において、落札候補者は正当な理由なく入札参加資格確認申請書及び事後審査に係る書類の提出がない場合、入札参加停止措置の対象となることがあるので十分注意すること。

(2) 事後審査

落札候補者は、開札日の翌日（休日を除く）の午後5時までに次の書類を総務課入札審査室まで持参すること。

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号-1）
- ② 建設業許可通知書の写し
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し（審査基準日が1年7ヶ月以内で最新のもの）。
- ④ 配置技術者の資格者証の写し（監理技術者を置くことが必要な工事にあつては監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し）
※ 実務経験のみの主任技術者については経歴書を提出すること。
- ⑤ 配置予定技術者と3ヶ月以上雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し。

(3) 落札者決定

落札候補者が提出する事後審査に係る書類により参加資格の有無を審査した後に、落札者を決定する。落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定通知書を電子入札システムにより送信するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

第9 その他

(1) 契約書作成の要否

要する。落札者は天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 金額については、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(3) 契約の不締結

- ① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が本市から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- ② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が暴力団に係る排除措置要件（別紙3）に該当するときは、契約を解除するものとする。

また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

この公告に定めのない事項は、天理市契約規則、天理市建設工事執行規則及び天理市建設工事電子入札実施要領に従う。

別 紙 1 (入札日程)

天理市立山の辺小学校万年塀等改修工事	
事 項	期 間 等
公告及び仕様書公開日 電子入札システムでの公開日	令和元年9月27日(金) 公告・仕様書等は天理市ホームページからダウンロードで きます。
質問書の提出期限	令和元年10月4日(金)まで 仕様書に対する質問がある場合のみ提出。第5参照。
質問書への回答日	令和元年10月11日(金) 天理市ホームページ内にて質問内容と合わせて公開。
入札書等の電子入札システム受 付期間	令和元年10月15日(火)午前8時30分から 令和元年10月18日(金)午後5時まで
開札の日時	令和元年10月21日(月) 午前10時00分
入札参加資格確認申請書及び事 後審査に係る書類の提出期限	令和元年10月23日(水)※1 午後5時 落札候補者は入札審査室に持参にて提出してください。

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※1 公告第7(3)の場合(再度入札)にあつては、日程の変更を行う。変更後の日程については総務課入札審査室から入札参加者に電話等の確実な方法で連絡をする。

別 紙 2

配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
<p>① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者</p> <p>② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者</p>

別紙 3

暴力団に係る排除措置要件

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 市発注工事の契約に係る下請契約又は資材等、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 市発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(令和元年9月30日揭示済)

天理市公告第45号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和元年9月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(令和元年9月24日揭示済)

天教告示第12号

令和元年9月30日午後3時から9月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

令和元年9月24日

天理市教育委員会

教育長 森 継 隆

農業委員会

(令和元年10月1日揭示済)

天農委告示第3号

令和元年10月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

令和元年10月1日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

記

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
議案第2号 農地法第4条に関する申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第4号 農用地利用配分計画について
議案第5号 その他

- ① 市街化区域の専決処分について(報告)

② 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

公営企業

(令和元年 9 月 9 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第22号

天理市指定下水道工事店の廃止について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和元年 9 月 9 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

廃止天理市指定下水道工事店

商 号 島田水道設備

代表者 島田 勉

住 所 奈良県橿原市五井町276-3

(令和元年 9 月 9 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第23号

天理市指定下水道工事店の指定について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和元年 9 月 9 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

廃止天理市指定下水道工事店

商 号 島田水道設備

代表者 島田 勉

住 所 奈良県橿原市五井町276-3

(令和元年 9 月 13 日 掲 示 済)

天理市上下水道局管理規程第 5 号

天理市指定給水装置工事事業者規程（平成10年 2 月天理市水道ガス局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 13 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

第 4 条第 3 項第 1 号中「ホ」を「へ」に改める。

第 5 条第 3 号アを次のように改める。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則で定めるもの

第 5 条第 3 号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号イからエまでを同号ウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 7 条第 2 項第 3 号中「ホ」を「へ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 14 日から施行する。

(令和元年 9 月 13 日 掲 示 済)

天理市上下水道局管理規程第 6 号

天理市指定下水道工事店等に関する規程（平成26年 3 月天理市上下水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 13 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

第3条第4号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により排水設備工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第3条第4号カ中「オ」を「カ」に改め、同号カを同号キとし、同号イからオまでを同号ウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

様式第2号中「カ」を「キ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

(令和元年9月17日揭示済)

天理市上下水道局公告第24号

一般競争入札について

建設工事業の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年9月17日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 重要給水施設配水管改良工事（4-54工区）
- (2) 工事場所 天理市田部町・指柳町地内
- (3) 工事概要 本設管布設工

φ100mm P E	L = 446.0m
φ75mm P E	L = 13.5m
φ300mm D I P (G X)	L = 1.6m
φ150mm D I P (G X)	L = 19.6m
φ100mm D I P (G X)	L = 3.6m
φ75mm S G P - V B	L = 5.0m
φ150mm D I P 撤去	L = 19.6m
φ100mm D I P 撤去	L = 411.6m
φ75mm D I P 撤去	L = 7.1m
φ75mm P E 撤去	L = 2.4m
φ100mm D I P 閉塞	L = 16.8m

 仮設管布設工

φ75mm 仮設管	L = 458.0m
-----------	------------

 給水管布設工

給水装置 φ50mm~40mm	2箇所
φ25mm~20mm	10箇所

 付帯工 一式
- (4) 工期 令和2年2月28日まで
- (5) 入札方法 電子入札（事後審査）
天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領による。
- (6) 予定価格 62,304,000円
（消費税及び地方消費税に相当する額（計10%）を含む。）
- (7) 変動型最低制限価格
最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。
変動係数は、開札日の入札書開封前に電子くじにより決定する。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事業の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事業に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
 - ① 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定建設業に限る。）及び水道施

設工事業について受けている者であること。

- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ③ 局が令和元年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和元年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
- ④ 本入札の開札日及び本競争入札参加資格の確認時点までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

E-mail d-suidou@city.tenri.nara.jp

第4 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

- ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 公開方法 局ホームページへ掲載

閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知

する。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質問がある場合のみ提出すること。

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出先 第3に同じ。
- ③ 提出方法 E-mailによる。
- ④ 回答日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ⑤ 回答方法 局ホームページへ掲載

閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

第5 入札方法等

入札書は、別表（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付の上、電子入札システムにより記録すること。

第6 開札

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局

第7 落札者の決定等

(1) 落札候補者の決定

- ① 落札候補者の決定方法は、天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領第16条の規定によるものとする。
- ② 落札候補者に対し、落札候補者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。この場合において、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がないときは、入札参加停止措置を執る場合がある。

(2) 事後審査書類の提出

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出先 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参による。
- ④ 提出書類
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 建設業許可通知書の写し
 - ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 配置予定技術者の資格（様式2）
 - オ 配置予定技術者の資格者証の写し

(監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し)
 カ 配置予定技術者と3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類(健康保険証等)の写し

(3) 落札者の決定

- ① 落札候補者から提出された事後審査に係る書類により本競争入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。
- ② 落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。
- ③ 入札結果については、局総務経営課窓口で公表する。

第8 契約等

(1) 契約書の作成

落札者は、天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(3) 契約の不締結

- ① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が局から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- ② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が天理市上下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱別表に規定する排除措置要件に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

第9 その他

この公告に定めのない事項は、関係法令、天理市上下水道局会計規程、天理市契約規則及び天理市建設工事執行規則によるものとする。

別表(入札日程)

重要給水施設配水管改良工事(4-54工区)	
事 項	期 間 等
仕様書の公開期間	令和元年9月17日(火)から 令和元年9月24日(火)まで
質問書の提出期限日	令和元年9月24日(火)
質問書への回答日	令和元年9月27日(金)
入札書等の電子入札システム受付期間	令和元年9月30日(月)から 令和元年10月2日(水)まで
開札の日時	令和元年10月3日(木)午前10時
事後審査書類の提出期限日	令和元年10月4日(金)

上記の期間・期限日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(令和元年 9 月17日 掲示済)

天理市上下水道局公告第25号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年 9 月17日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 重要給水施設配水管改良工事（11-61工区）
 (2) 工事場所 天理市福知堂町・三昧田町地内
 (3) 工事概要 本設管布設工
- | | |
|---------------------|------------|
| φ 250mm D I P (G X) | L = 564.9m |
| φ 200mm D I P (G X) | L = 9.1m |
| φ 150mm D I P (G X) | L = 15.4m |
| φ 100mm D I P (G X) | L = 3.8m |
| φ 75mm D I P (G X) | L = 7.2m |
| 既設管撤去工 | |
| φ 300mm D I P | L = 562.5m |
| φ 250mm D I P | L = 2.5m |
| φ 150mm D I P | L = 14.9m |
| 仮設管布設工 | |
| φ 200mm～50mm (一式) | L = 675.6m |
| φ 20mm | 4 箇所 |
| φ 13mm | 4 箇所 |
| 給水管布設工 | |
| φ 20mm | 4 箇所 |
| φ 13mm | 4 箇所 |
| 付帯工 一式 | |
- (4) 工期 令和2年3月6日まで
 (5) 入札方法 電子入札（事後審査）
 天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領による。
 (6) 予定価格 116,611,000円
 （消費税及び地方消費税に相当する額（計10%）を含む。）
 (7) 変動型最低制限価格
 最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。
 変動係数は、開札日の入札書開封前に電子くじにより決定する。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
- ① 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定建設業に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ③ 局が令和元年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和元年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
 - ④ 本入札の開札日及び本競争入札参加資格の確認時点までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

E-mail d-suidou@city.tenri.nara.jp

第4 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

- ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 公開方法 局ホームページへ掲載
閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質問がある場合のみ提出すること。

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出先 第3に同じ。
- ③ 提出方法 E-mailによる。
- ④ 回答日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ⑤ 回答方法 局ホームページへ掲載
閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

第5 入札方法等

入札書は、別表（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付の上、電子入札システムにより記録すること。

第6 開札

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局

第7 落札者の決定等

(1) 落札候補者の決定

- ① 落札候補者の決定方法は、天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領第16条の規定によるものとする。
- ② 落札候補者に対し、落札候補者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。この場合において、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がないときは、入札参加停止措置を執る場合がある。

(2) 事後審査書類の提出

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出先 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参による。
- ④ 提出書類
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
イ 建設業許可通知書の写し
ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
エ 配置予定技術者の資格（様式2）
オ 配置予定技術者の資格者証の写し
（監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し）
カ 配置予定技術者と3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し

(3) 落札者の決定

- ① 落札候補者から提出された事後審査に係る書類により本競争入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。
- ② 落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。
- ③ 入札結果については、局総務経営課窓口で公表する。

第8 契約等

(1) 契約書の作成

落札者は、天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(3) 契約の不締結

① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が局から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が天理市上下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱別表に規定する排除措置要件に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

第9 その他

この公告に定めのない事項は、関係法令、天理市上下水道局会計規程、天理市契約規則及び天理市建設工事執行規則によるものとする。

別表 (入札日程)

重要給水施設配水管改良工事 (11-61工区)	
事 項	期 間 等
仕様書の公開期間	令和元年9月17日 (火) から 令和元年9月24日 (火) まで
質問書の提出期限日	令和元年9月24日 (火)
質問書への回答日	令和元年9月27日 (金)
入札書等の電子入札システム受付期間	令和元年10月7日 (月) から 令和元年10月9日 (水) まで
開札の日時	令和元年10月10日 (木) 午前10時
事後審査書類の提出期限日	令和元年10月11日 (金)

上記の期間・期限日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(令和元年9月30日揭示済)

天理市上下水道局公告第26号

平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和元年9月30日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第5処理分区	柳本町の一部

(令和元年9月30日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第7号

天理市水道事業給水条例施行規程(平成10年2月天理市水道ガス局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第29条中「の受検」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条各号に掲げる管理基準に準じて管理すること。

第29条第2号中「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(令和元年10月4日揭示済)

天理市上下水道局公告第12号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

令和元年10月4日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

令和元年10月4日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商 号 村瀬設備工業所

代表者 村瀬 治男

住 所 京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地10

(令和元年10月4日揭示済)

天理市上下水道局告示第13号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和元年10月4日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和元年10月4日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株)村瀬設備

代表者 村瀬 治男

住 所 京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地10